

あおもり漁連

代表理事会長 植村正治 書

資源有限漁業無限

No.
131



ワカメ荷受風景（階上）

CONTENTS

青森県漁業協同組合連合会通常総会開催	1
青森県漁業経営安定対策本部通常総会開催	3
全国漁連・信漁連・指導連緊急会長会議開催	4
青森県中国商標問題対策協議会	5
青森県下漁協役職員研修会	6
むつ湾漁業青色申告会連合会税務担当者研修会開催 ..	7
春季ホタテガイ実態調査報告会	8
「ホタテの日」記念イベント開催	9
県内漁協組合長改選報告	10
主な水産に関する動き（4～6月）	10
県内漁協職員紹介（階上漁協）	11

20037

21世紀は漁村の時代

平成十五年度（第五十四回事業年度）

青森県漁連通常総会 開催

平成十五年六月十七日（火）、青森県漁連平成十五年度通常総会が青森県水産ビルで開催され、平成十四年度決算、平成十五年度事業計画七議案を審議し、全て原案どおり承認決定された。また特別決議としてWTOに関する要望を提案し満場一致で承認された。

開催にあたり、植村正治会長の挨拶（要旨は別掲参照）、来賓として小堀安雄青森県知事職務代理者より祝辞を述べた後、議長に山本政廣風合瀬漁協組合長を選出し議事に入った。議事は第七号議案まで上程され、全て承認決定された。また特別決議として、「WTO水産物市場アクセス交渉に関する要望」を西崎義三副会長が提案・朗読し、満場一致で承認された。



植村会長（挨拶）

平成十五年度

重点推進事項

- ・ 漁協経営基盤強化対策推進
- ・ 漁業生産基盤強化、増養殖事業等の推進
- ・ ほたて、いか、さけ、ひらめ、その他漁業の安定生産のための諸対策
- ・ 水産物付加価値向上、加工新製品開発及び衛生管理への取り組み
- ・ 漁業経営の安定・向上のための諸対策
- ・ 水産物、水産製品の消費拡大のための諸対策
- ・ 漁業用石油類、資材の安定供給
- ・ 漁業環境保全対策
- ・ その他の諸活動



小堀青森県知事職務代理者（祝辞）



総会会場風景

植村会長挨拶要旨

第五十四年度通常総会開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、浜の用務がご多端の中、会員の皆様には本総会のため多数ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

また、公務ご多端な中、小堀県知事職務代理者、秋谷農林水産部長をはじめ各関係団体の皆様のご光栄をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

最近の我が国の経済情勢は依然として厳しさを増し、未曾有の状況を脱出できない状態が続いております。

この様な情勢の中、漁業を取り巻く環境においては、周辺水域における資源量の減少、輸入水産物の増大と消費低迷による魚価安、高齢化による漁村地域の活力の低下等、大変厳しい状況に直面いたしております。

しかし、近年、国連海洋法が発効し、排他的経済水域が設定され、日韓・日中漁業協定の発効等、本格的な二百海里時代の枠組みができました。更には、種苗生産技術・中間育成技術の確立、治振協等による漁場環境整備事業などの二十世紀における大いなる資産を二十一世紀に継承し、資源回復の向上、経営の安定化を図ることにより大きな成果が期待できるところであります。

本県の漁業経営に目を転じますと、会員漁協におかれましても構造的な低落傾向にあり、大変困難な状況に直面しているわけでありまして、漁協自らも経営の合理化、合併等により自立漁協の確立を推し進め、漁業・漁村の持つ多面的機能を発揮できる漁協を作り上げると共に、明るい漁業・美しい漁村を構築するための皆様のご努力をご期待申し上げる次第であります。

魚価の低迷につきましては、我が国の輸入量が輸出量の二十倍もあり、世界第一位の輸入国であるという事実が根底にあります。

第二位のアメリカで約三倍、ノルウェーにいたっては逆に、輸出が輸入の六倍となっており、日本の輸入量は世界の輸出量の四分の一にも達することは、過剰輸入を如実に物語っているものであります。

WTO水産物市場アクセス交渉において発表されたジラール議長提案というものは、水産物を関税撤廃の対象にするというものでありますので、これには断固反対して参らなければなりません。今までと同様に、水産貿易については、資源の持続的利用のための貿易ルールの確立を強く求めていかなければならないのです。

この件につきましては、本総会の特別議決事項となっております。既中央では、行政と一体となって国際的なアピールを進めているところであります。

さて、本県のつくり育てる漁業といたしまして、ほたて、さけ、ます、ひらめ、あわび等々、多種の増養殖が行われておりますが、つくり育てる漁業を今後も推進していかねばならないことは当然のことでありまして、また、本県は恵まれた漁場を有する世界屈指の海域であることから、今後、更に資源の保護・培養を図ることにより、青森県の漁業の将来は揚々たるものがあると考えております。

本連合会の経営内容につきましては、本県の主力魚種であるスルメイカ漁が太平洋、日本海共に豊漁となり、前年に引き続き高い水準で推移することができました。対照的に、さけ漁につきましては、依然として低い水準であり、沿岸漁業にとっては厳しい状況が続いております。むつ湾を中心とするほたて貝につきましては、歩留まりが良好でサイズも大きく順調に生育し、九万四千五百トンと史上最高の取扱数量でありましたが、米国向け輸出の不振・国内生産量過剰という様相を呈している中、価格の低迷により百億という取扱高を維持することができませんでした。

このような漁業環境下において、本連合会は、経費の節減等を図り、更には、ITによる事務の合理化等鋭意努力してまいった結果、黒字を経営することができ、些少ながら出資配当することができましたことは、会員皆様のご支援の賜と衷心から感謝申し上げます。

資源有限・漁業無限、そして操業安全と皆様の大漁をご祈念申し上げます。挨拶といたします。

特 別 決 議

(WTO水産物市場アクセス交渉に関する要望)

WTO非農産品市場アクセス交渉において発表されたジラール議長のモダリティー要素案が、水産物を関税撤廃の対象と位置づけたことに、我々漁業者は強い怒りを覚える。

この要素案では、関税引き下げにおいても、各国の状況いかによらず画一的に適用する方式をとっており、有限天然資源の持続的利用に全く配慮がなく、ドーハ閣僚宣言の趣旨「持続可能な開発の重要性」を無視している。過大な貿易拡大は世界の水産資源を枯渇に追いやるものであり、到底認められない。

我が国は、累次に及ぶ水産物の関税率引き下げにより自由化を受け入れてきた結果、市場には国内生産に匹敵する大量の水産物が流入して魚価低迷を招き、漁業経営は懸命の努力にも拘わらず、コスト割れによる減船、廃業等、極めて厳しい状況に追い込まれている。今次の議長案によれば水産物貿易は完全自由化となり、我が国に更に重荷を押しつけ、漁業の崩壊をもたらすものと、強い危惧を感じる。

よって、我々は下記の実現につき、漁業者の総意をもって強く要望する。

記

- 1 水産物の関税撤廃に断固反対し、関税撤廃の分野から除外すること。
- 2 WTO水産物交渉のモダリティーが、漁業資源の持続的利用と各国の漁業・漁村の存続を脅かすことのないよう、日本提案の実現に最大限の外交努力を行うこと。

以上、決議する。

平成15年6月17日

平成15年度

青森県漁業協同組合連合会 通常総会

平成15年度 「青森県漁業経営安定対策本部」 通常総会 開催

青森県漁業経営安定対策本部の通常総会

が、六月十七日（火）青森県水産ビルで開催された。はじめに、植村正治本部長が挨拶、続いて秋谷進青森県農林水産部長が祝辞を述べた後、植村本部長が議長となり議事に入った。

議事では、平成十四年度事業報告・決算

平成十五年度事業計画・予算及び役員補充の件の三議案全て原案どおり承認決定された。また、特別決議として古川副本部長から「WTO水産物市場アクセス交渉に関する要望」の決議文が朗読され満場一致で承認された。この特別決議文については、本誌に掲載した「青森県漁連通常総会」の中



植村本部長（挨拶）



秋谷青森県農林水産部長
（祝 辞）



古川副本部長
（特別決議文朗読）

に載っていますので省略致します。

なお、平成十五年度事業計画重点推進事項及び役員補充結果、十五年度スローガンについては次のとおり。

※平成十五年度事業計画重点推進事項

・漁業再構築のための基本政策樹立について

・漁業経営安定対策について

・持続可能な漁業体制の確立について

・日中、日韓新漁業協定に関する諸対策について

・水産物貿易自由化対策について

・その他諸問題について

※役員補充の件（三名）

熊谷 拓治（八戸みなと漁協）

赤石 憲二（泊漁協）

一戸 清史（大畑町漁協）

※平成十五年度スローガン

・WTO水産物交渉における貿易完全自由化を断固阻止しよう

・漁協合併と組織改革を一層推進し経営基盤の強化を図ろう

・資源管理型漁業を推進し資源の回復と持続可能な漁業の構築を図ろう

・人材を育成し漁業漁協経営の安定と合理化を図ろう

全国漁連・信漁連・指導連緊急会長会議 開催

(WTO交渉対策活動が議題)

「水産物の関税撤廃に断固反対し、関税撤廃の分野から除外すること」など採択

全国漁連、信漁連、指導連緊急会長会議が六月五日、東京・コープビルで開催された。この緊急会議は、スイスのジュネーブで開かれた非農産品アクセス交渉会合で、ジラール議長から水産物の関税を撤廃するとの案が示されたことに對し、危機感を抱いた系統団体が組織を挙げて反対運動を展開することを目的に開催したもの。

冒頭、三団体を代表して植村JF全漁連会長が「ジラール議長の発言は資源の持続的利用や漁業・漁村の存続を脅かすもので絶対認められない。日本提案の実現に向け努力する。浜の団結を求める」と強い決意表明をした。

続いて、木下水産庁長官、中川農林水産物貿易調査会長、保利水産総合調査会長が「議長案が推進されないよう関税の撤廃に強く反対する」ことを表明した。また石島水産庁流通課長が「関税削減方式」「関税

撤廃枠に水産物が挙げられている」等についてわが国の主張を説明した後、宮原JF全漁連常務が今後のJFグループ要請活動の方針説明と要請文の採択を行った。

会議終了後、植村JF全漁連会長はじめ代表団が経済産業省に平沼大臣、外務省に茂木副大臣、首相官邸に古川官房副長官を訪ね要請活動を行い、さらに自民党本部や議員会館に陳情した。

※今後のWTO交渉対策活動

●緊急集会 (全漁連総会終了後、決議採択)

平成十五年六月二十五日(水)・・・

JABビル

●WTO危機突破・全国漁民緊急集会

平成十五年七月九日(水)・・・

虎ノ門パストラル

●WTO日本提案実現・全国漁民大会

平成十五年八月二十七日(水)・・・

日比谷公会堂



植村JF全漁連会長(決意表明)

中国企業の「青森」商標問題

県内24団体で
「青森県中国商標問題対策協議会」
発 足

中国企業が「青森」という商標を中国で登録申請をしている問題で県は6月24日、関係団体24団体で「青森県中国商標問題対策協議会」を設置し、中国当局へ異議申し立てを決めた。

現在、「青森」の名を使った中国本土への県産輸出はないが、商標登録されれば将来的に青森の名を使って輸出ができなくなる。また、県産品でないものに青森の名を使われる等の危機感が出てくる。

中国商標法には一般に知られた外国の地名を商標に使えないとの規定があり、青森は日本の地名であるとともに青森りんごや水産物等の産地として知られている。

よって、対策協議会では政府を通じて7月25日付けで中国政府に商標登録の異議申し立てをした。

〈異議申し立ての内容〉

- (1) 青森県は世界有数のりんご産地として、中国の公衆に熟知されるなど、「青森」は著名な地理表示である。
- (2) 中国商標法第10条の2、第16条等に基づき商標登録の撤回を求める。
- (3) 具体的な異議申し立て理由と証拠資料については、3ヶ月以内に追って提出する。

第 3249244 号
申請日期 2002 年 7 月 22 日
商 標
使用商品 树木：谷(谷类)；自然花；活动物；新鲜 水果；新鲜蔬菜；植物种子；非医用饲料 添加剂；饲料；装饰用干植物
申 请 人 广州市鑫典包装设计有限公司 地 址 广东省广州市体育西路5号南座17D房(01)

中国の商標申請されているパッケージ

青森県下漁協役職員研修会

平成十五年五月二十九日(木)午前十一時から青森県水産ビルにおいて、青森県漁連が主催する漁協役職員研修が開催された。参加範囲は漁協役員、参事、筆頭職員および市町村漁協合併担当職員、系統団体職員で、百八十六名の参加者があった。

研修内容

1 認定漁協について

青森県団体経営改善課・水産業団体指導グループより説明。
認定基準については次のとおり。

「認定漁協」の基準

- ① 確実に指導事業を実施し得る一定の組織規模を有すること。
- ② 指導事業の専任職員が1人以上いること
- ③ 確実に指導事業を実施し得る一定の財務基盤を有すること。
- ④ 販売事業金額が一定規模(20億円程度)以上であること
- ⑤ 有効に指導事業を実施し得る一定の地域の広がり(ＪＦの地区が市町村区域以上)
- ⑥ 資源管理等の指導事業を実施した実績又は計画があること。
- ⑦ (資源管理規定の締結、資源管理協定への参加等)

2 水産業協同組合法(水協法)等に伴う諸制度の改正概要について

- (1) 政令、省令、命令等の改正内容
- (2) 模範定款例の改正内容
- (3) 業務報告書基準様式の改正概要
- (4) 全国漁業協同組合連合会
- (5) 信用・組織経営部 杉田 成 氏
- ※水産業協同組合法の一部改正項目
- (1) 水産資源の管理の取組の促進
- (2) 事業に位置付けの明確化(第11条第1項(第89条第1項))
- (3) 資源管理規程の拡充(第11条の2第1項)
- (4) 組合の事業拡充
- (5) 国債窓販、投信窓販業務等の追加(第11条第3項、第4項(第87条第4項、第5項)他)
- (6) 業務執行体制の強化
- (7) 信用事業担当常勤理事の設置(第34条第3項(第92条第3項)他)
- (8) 経営管理委員会制度の導入(第34条の2第1項(第92条第3項)他)
- (9) 監査手続き等(第40条(他)第54条の4)他)
- (10) 信用事業の健全な確保

3

- (1) 最低出資金額の引き上げ(第11条の3第2項(第96条第1項))
- (2) 連結対象子会社の拡大等(第11条の6(第11条の8第2項))
- (3) 第11条の9(第58条の2)
- (4) 信用事業の区分経理(第11条の10)他
- (5) 信用事業譲渡の許可制の導入(第54条の2第1項(第3項)他)
- (6) その他
- (7) 定款等の軽微な変更の提出(第11条の4第3項、第4項)
- (8) 子会社保有規制等の緩和(第17条の2、3)他
- (9) 総会議事項目の削除(第48条第1項第6号)他
- (10) 準備金制度の改善(第55条)他
- (11) 経営内容の開示制度の拡充(第58条の3)他
- (12) 合併手続きの簡素化(第69条第5項)他
- (13) 退職給付会計と退職引当金について
- (14) 退職給付会計について
- (15) 退職給付会計の基礎・計算・仕訳
- (16) 退職給与引当金制度の廃止について
- (17) (廃止についての経過措置と申告実務)
- (18) 全漁連顧問税理士 藤井 保男 先生

主催者を代表し青森県漁連後藤専務が、

「水協法等に伴う諸制度の改正により、漁協定款をはじめ、事務手続き等についての理解を深めるとともに、全国的にも合併の気運が高まる中で、漁協合併推進上、市町村漁協合併担当者に漁協組織の理解を深め、

漁協合併推進に尽力してもらいたい。」と主催者の挨拶を述べた。



主催者として挨拶する県漁連後藤専務



研修を受講する役職員

むつ湾漁業青色申告会連合会税務担当者研修会開催

主催／むつ湾漁業青



主催者を代表して挨拶する前田会長



研修を受講する会員及び税務担当者

去る六月二十七日、青森県水産ビルにおいて、むつ湾漁業青色申告会連合会主催により、会員及び税務担当者ら四十人が出席し、平成十五年度税務担当者研修会が開催された。

研修会開催にあたり、前田昌夫会長が主催者を代表し、青色申告制度の持つ有効な機能を更に認識し活用するため、会員との連携を図り、また、関係機関の指導を得ながら税務経理の研究・調査を行うとともに、納税についての道義的向上を図りたいとの挨拶を述べた。

今回の研修は、消費税法の一部改正により、納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が現行三千万円から一千万円に引き下げられ、今まで納税対象とならなかった漁業者にも一千万円以上の水揚げがある場合、消費税納税義務者になることから、講師には、青森税務署、記帳指導推進官、板垣和明氏、及び、奥崎税務会計センター、奥崎武先生を講師として招き、税制改正に伴う事務手続等について講演を頂いた。

研修内容については次の通り。

1. 事業者免税点が引き下げられます。

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円(現行3,000万円)に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

【ポイント】

1 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

2. 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円(現行2億円)に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

【ポイント】

1 その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日(事業を開始した課税期間等であればその課税期間中)までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

なお、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間(個人事業者については平成16年分、事業年度が1年である法人については平成16年3月決算分から平成17年2月決算分まで)において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

2 簡易課税制度の適用を受けない場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

／むつ湾漁業青色申告会連合会



板垣記帳指導推進官



奥崎先生

春季ホタテガイ実態調査報告会

県、市町村、むつ湾漁業振興会、漁協の協力により毎年実施されているホタテガイ実態調査が去る5月19日～27日にかけて実施された。この調査は、陸奥湾におけるホタテガイの適正養殖を推進するため、垂下養殖の実態を把握し、今後の適正な生産計画の指針とすることを目的にしている。調査結果は次のとおり。

1. 調査結果

- (1) 平成14年産貝の調査の結果、全湾平均では、へい死率4.2%、異常貝率5.2%と平年並であったが、川内町と脇野沢村ではへい死率が30%を超え、異常貝も高い傾向が見られた。
- (2) 全湾平均で殻長7.3cm、全重量46.8g、軟体部重量18.0gと成長は平年値をやや下回った。
- (3) 連間隔は、平均で33.3cm、幹綱1m当り収容数は592.9枚と昭和60年以降最高であった昨年度の養殖密度より僅かに低下したが、依然高密度であった。
- (4) 平成14年産貝は、平成15年4月30日現在、1億1,258万枚が地まき放流され年々減少してきているほか、稚貝として812万枚、半成貝として2億9,241万枚が販売された。保有数量は、5億7,492万枚であった。

平成13年産貝の保有数量は、平成15年4月30日現在、1億316万枚であった。

- (5) 今期の調査結果では、地域や人によって、へい死率や異常貝率、ポリドラ異常貝率に差が大きかったが、その原因の一つには、3月8日及び4月17日に発生した暴風・時化により半成貝がぶつかり合ったことや、海底の泥等が巻き上げられ、エラや外套膜に損傷を負ったことが考えられる。



- (6) 今年はポリドラの付着が多いとの情報があったことから、ポリドラ異常貝率を算出した結果25.4%であった。

ほたて貝実態調査風景

2. まとめ

- (1) 健全なホタテガイの生産を目標に、過密養殖の軽減に努めるとともに、稚貝の取扱い及び養殖貝の動揺防止等養殖管理体制の一層の強化を図ることが重要である。
- (2) 今回のへい死等は、病原体による伝染性の疾病ではないので、薬品等による対策をしないよう指導の徹底を図る必要がある。
- (3) 今回のへい死等によって、全湾的に養殖貝の出荷が早まることが予想されるが、今後、ホタテガイの安定生産を持続するためには来期の必要産卵母貝を確保することが最も重要である。
- (4) 過去の母貝数と付着稚貝数の相関データから、陸奥湾において例年どおり2万個／袋の採苗数を確保するためには、産卵母貝数は最低でも2億5千万個必要と算出されている。
- (5) 産卵母貝となる地まき貝の残存数は、前年の半数程度に減少していると見られることから、産卵母貝数2億5千万個を確保するためには、養殖貝によって2億1千5百万個を確保する必要がある。

「ホタテの日」記念イベント開催

むつ湾漁業振興会

本県の基幹産業であるむつ湾ホタテを広く県内外にPRして、ホタテの消費拡大を図ることを目的に、平成11年度に青森県漁連とむつ湾漁業振興会では、毎年6月18日を「ホタテの日」と制定した。

6月がホタテの日に制定されたのは、むつ湾のホタテが最も美味しい時期であることとホタテの生産量が一年間で最も多いことから6月とした。

制定5年目を迎えた今年は18日が水曜日ということもあり、市民が足を運びやすいようにと21日（土曜日）に行われ、青森市アスパム前においてホタテの記念イベントが盛大に開催され、大勢の市民や家族連れでにぎわった。

開催に先立ち、むつ湾漁業振興会三津谷会長は「漁業者が大切に育てたむつ湾ホタテは今が一番美味しい、最近は健康食品としても注目されています。皆さんじっくりと味わって下さい」と挨拶し、午前10時から正午まで2時間にわたりイベントが開催された。

今年のイベント内容は、昨年同様に先着1,500名にボイルホタテの無料配布、県内13市町村の高齢障害福祉施設への無料配布、更にホタテボイル焼きの試食や子供たちへは記念風船のプレゼントが行われた。

その他、会場ではホタテ貝むき競争が行われ、優勝者には豪華商品プレゼントもあることから、主婦や子供達が多く参加し、中には漁業者顔負けの腕前の方も見受けられ熱戦が行われていた。

主催者は「ホタテの日」も5年目を迎え、ようやく市民に浸透されてきた。来年以降も引き続き、イベント開催を続けながらホタテの消費拡大を図りたいと話していた。



主催者を代表して挨拶する三津谷むつ振会長



ホタテ貝むき競争



ホタテ無料配布風景

県内漁協組合長改選報告

(平成15年6月30日現在)

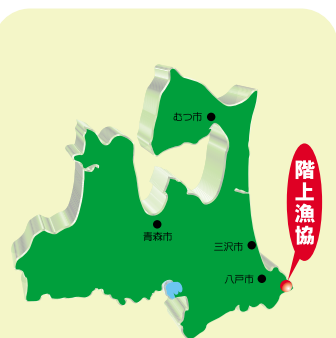
奥戸	岩泉	長孝(旧)	→	坂本	勝雄(新)
六ヶ所村	尾ヶ瀬	卯之吉(旧)	→	中岫	昌三(新)
八戸市南浜	荒木田	政信(旧)	→	深川	末男(新)
八戸機船底曳網	川村	嘉造(旧)	→	柳谷	弟吉(新)

主な水産に関する動き（4月～6月）

4月	事 項	場 所
9日(水)	JFマリンバンク青森県本部委員会・幹事会	青森市
10日(木)	十三湊漁港安全祈願祭・起工式典	市浦村
24日(木)	青森県漁協専務参事会研修会、通常総会	青森市
5月	事 項	場 所
2日(金)	青森県漁船海難防止・水難救済会通常総会	青森市
2日(金)	青森県東部海区トローリいカ対策協議会臨時総会	青森市
9日(金)	青森県ほたて漁業振興基金通常総会	青森市
20日(火)	青森県水産振興会通常総会	青森市
20日(火)	青森県漁港協会通常総会	青森市
20日(火)	青森県沿岸漁場開発協会通常総会	青森市
27日(火)	漁業共済漁協担当者業務研修会	尾上町
～28日(水)		
28日(水)	日韓・日中対策事業検討委員会	東京都
29日(木)	青森県下漁協役職員研修会	青森市
6月	事 項	場 所
1日(日)	ほたて料理試食懇談会	東京都
2日(月)	青森県漁業環境保全振興協会通常総会	青森市
3日(火)	春季ホタテガイ実態調査報告会	青森市
4日(水)	JFマリンバンク青森県本部委員会幹事会合同会議	青森市
5日(木)	全国漁連・信漁連・指導連緊急会長会議	東京都
6日(金)	青森県沿岸漁業改善資金運営協議会	青森市
7日(土)	青森県植樹祭	八戸市
9日(月)	中国商標問題対策会議	青森市
11日(水)	青森県魚市場協会通常総会	青森市
11日(水)	青森県漁船保険組合総代会	青森市
14日(土)	青森県・渡島地区・松山地区いカ釣漁業協議会情報交換会議	函館市
16日(月)	中国商標問題対策会議	青森市
16日(月)	青森県漁協経営安定対策協会通常総会	青森市
17日(火)	青森県漁業経営安定対策本部通常総会	青森市
17日(火)	青森県漁業協同組合連合会通常総会	青森市
18日(水)	青森県漁業信用基金協会通常総会	青森市
19日(木)	八戸沖操業協定に係る管理委員会	東京都
21日(土)	「ホタテの日」イベント開催	青森市
23日(月)	青森県信用漁業協同組合連合会通常総会	青森市
23日(月)	青森県漁業共済組合通常総会	青森市
24日(火)	中国商標問題対策会議	青森市
25日(水)	全国漁業協同組合連合会通常総会	東京都
26日(木)	青森県漁協女性組織協議会通常総会	青森市
27日(金)	むつ湾漁業青色申告会連合会研修会	青森市

県内漁協 階上漁協 職員紹介

1. 野田 チ工 2. 会計・総括 3. スポーツ観賞・仕事かも 4. 豆乳で健康管理中	1. 日蔭 岩男 2. 総務・指導 3. 食べること、寝ること。 4. 現場（漁業者）の声を伝えたい。
1. 木村 雅之 2. 購買（燃油・資材） 3. 晩酌 4. 毎週誰かに1億円 毎週夢を買っています。	1. 重文字秀寿 2. 販売（鮮魚） 3. 晩酌 4. マイペースで頑張っています。
1. 橋場 悦子 2. 購買 3. 菜園・カラオケ 4. ……なし	1. 鹿原 恵子 2. 事業経理・信用 3. 読書・走ること 4. 家事奮闘中
1. 角地山由美子 2. 信用 3. 食事 4. 食べ歩いていきます。	1. 橋場 康洋 2. 販売（共販） 3. 晩酌・晩酌 4. 嫁さん 再募集中 デス
1. 氏 名 2. 担当業務 3. 趣味・特技 4. 自己PR	



階上町は、青森県の最東南部に位置し、三戸郡内で唯一海に接し、海岸線は約五・五kmでリアス式の三陸海岸北部に連なり、総面積九三・八km²、人口二万五千人の町であります。

町の魚・アイナメ（アブラメ）の放流やウニ、アワビの増養殖施設を整備しており、町内にはアワビとヒラメの種苗を生産する青森県栽培漁業振興協会があります。

今回は、新鮮なウニ、アワビのお吸い物「いちご煮」で有名な階上漁協の皆さんを紹介致します。

平成15年8月31日発行

－発行－

青森県漁業協同組合連合会

青森市安方一丁目1番地32号 TEL017-722-4211(代)

－印刷－

青森ココロ印刷